

Ⅱ 産科病棟婦長の正常分娩介助者・看護職スタッフの配置に関する意識

様々な職種の人が働く産科病棟で、助産婦がどのような役割をになうのかという議論が、助産婦を中心として行なわれている。

中でも、正常分娩介助業務は誰の責任で行なうかということがよく議論されており、これについては助産婦や産科医の間で意見が分れている。また、助産婦の果す役割と関連して、産科病棟の看護職スタッフは全員助産婦がよいかどうかということも助産婦を中心として看護職の間で、議論されている。

そこで、産科病棟の婦長が、これらの点についてどのように考えているかを調査した。

1. 正常分娩介助者についての考え方

保健婦助産婦看護婦法では助産婦が助産又は妊婦・褥婦若しくは新生児の保健指導を行なうことを規定している。法文の「助産をなすことを業とする」は助産婦は責任をもって分娩介助を行なう者であるという意味であろう¹⁾。

しかし、保助看法の制定された当時と違い現在では、出生の93%²⁾(昭和51年)が産科医のいる医療施設において扱われているため、正常分娩介助の中で助産婦がどのような役割を果すべきかということが問題となっている。特に診療所と比較して分娩件数当りの助産婦数が多い病院についてこの問題がよく論じられる。そして、実際に誰が正常分娩介助を行なうかは、施設により様々である(〔第1部〕Ⅱ-2参照)。施設によるこの違いは、スタッフの人数だけでなく、おそらくその施設の助産婦・産科医の意識に大きく影響されていると思われる。

そこで、産科病棟の看護管理者である婦長が、正常分娩介助における助産婦の役割をどのように考えているかを明らかにするために、次の様な質問をした。

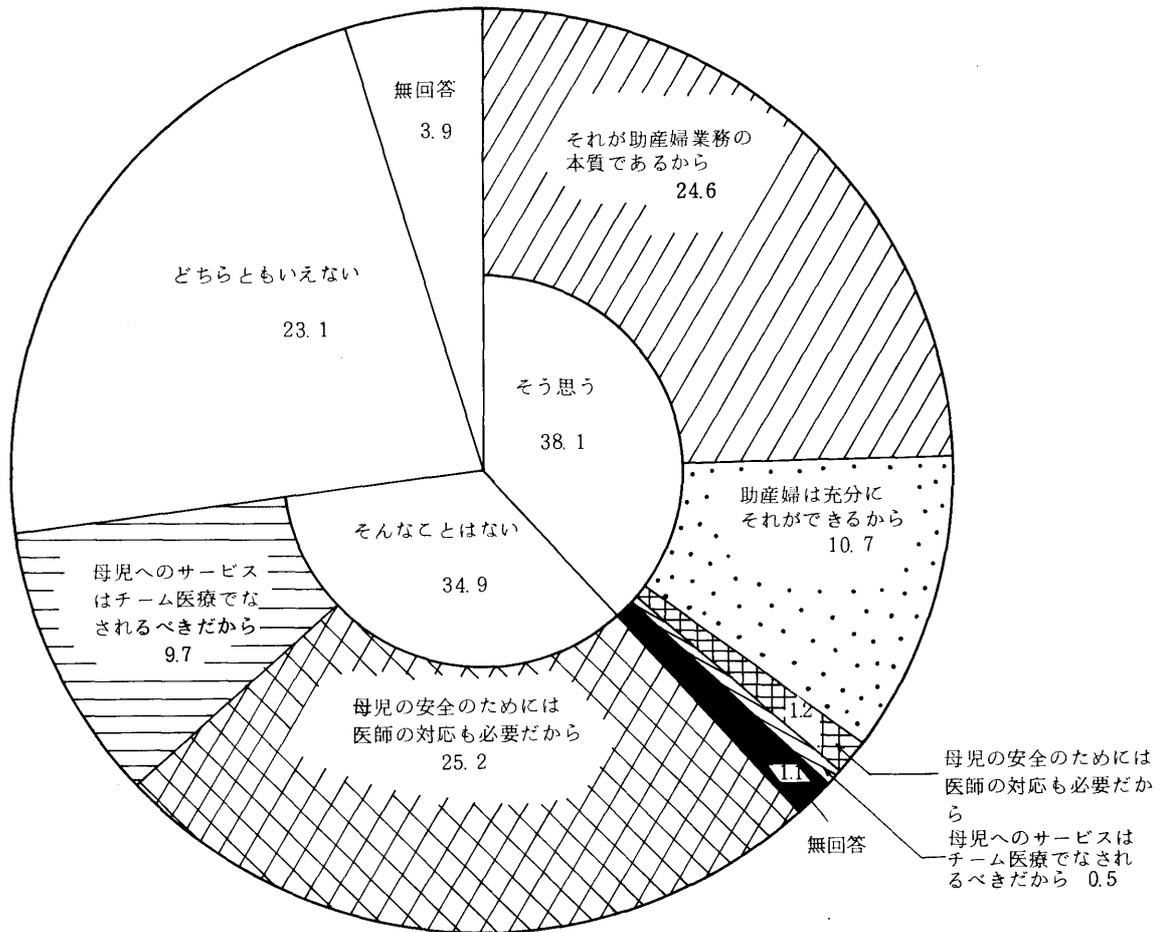
「『医療施設において、正常分娩介助は助産婦の判断で行なうべきである』という考え方に対して

あなたはどのように思いますか。」

その結果、「そう思う」と答えた者が、38.1%、「そんなことはない」34.9%、「どちらとも言えない」23.1%と、産科病棟婦長の中で、その考え方が分かれた〔図Ⅱ-1〕。

そのように考えた理由をみると、「そう思う」と答えた婦長の7割弱は「それが助産婦業務の本質であるから」という理由を選んでいる。つまり、調査対象となった産科病棟婦長全体の24.6%は、正常分娩介助は助産婦の中心業務であり、助産婦が責任をもって行なうものと考えているようである。

「そんなことはない」と答えた婦長の7割は「母親の安全のためには医師の対応も必要だから」という理由を、残りの3割は「母親へのサービスはチーム医療でなされるべきだから」という理由を選んでいる。このことから「そんなことはない」と答えた婦長は正常分娩介助を産科医の判断で行なうものと考えているようである。というのは、チーム医療といえども、その中の誰かが判断をして責任をもたなければならないが、少なくとも助産婦はチームの中心になって正常分娩介助の判断をするものではないということは、責任をとらなかつた判断をする者として、産科医を想定している



〔図Ⅱ-1〕 「医療施設において正常分娩介助は助産婦の判断で行うべきである」についてどう思うか。

と考えられるからである。

(1) 産科病棟婦長の属性による考え方の違い

ここでは、婦長の属性が考え方の違いに関連しているかどうかをみた。

<看護資格>

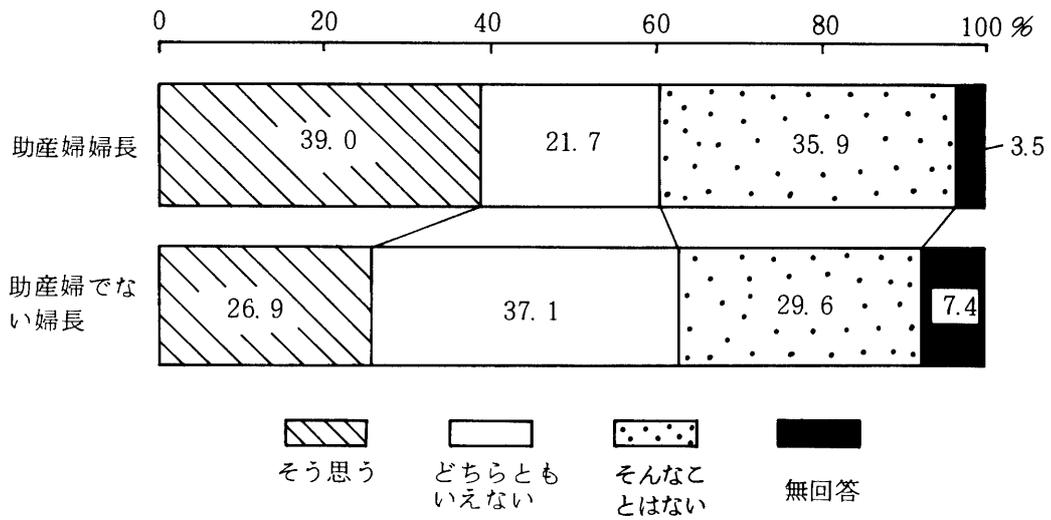
助産婦でない婦長は、助産婦婦長に比べて「そう思う」「そんなことはない」の両方の意見とも少なく、「どちらともいえない」という意見が一番多くて37.1%をしめている〔図Ⅱ-2〕。これは、自分が助産婦でないため、助産婦業務をどう考えてよいか判断しかねているためではないかと思われる。

また、助産婦婦長の回答結果をみると、「そう思う」が39.0%、「そんなことはない」が35.9%を占めていることから、同じ助産婦の中でも、また、現場でリーダーシップをとる立場の人々においても、正常分娩介助を助産婦の責任で行なうことについて意見が分れていると考えられる。

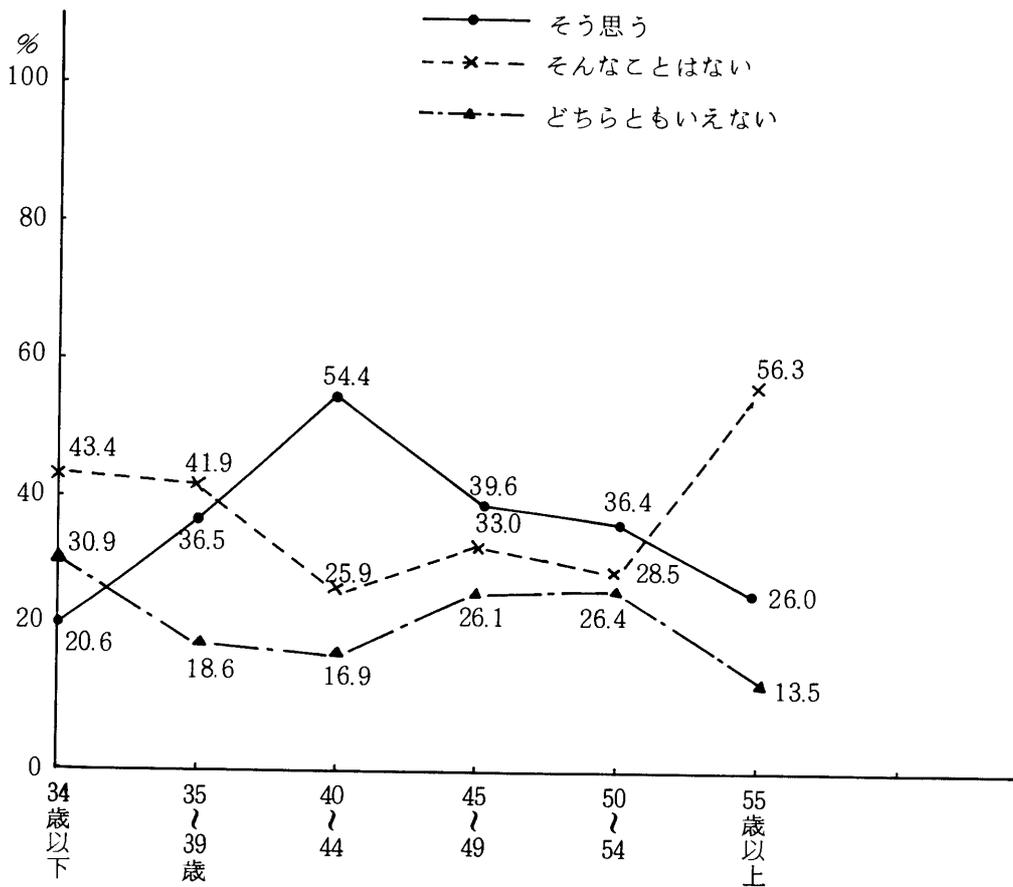
<年齢>

40～44歳代の婦長に「そう思う」の割合が一番高く54.4%いた。これ以上婦長の年齢が高くなるか低くなるにつれて、「そう思う」と考える者は減っていく。

特に55歳以上の婦長においては、「そんなこと



〔図Ⅱ－２〕 婦長の看護資格別正常分娩介助者についての意識
「医療施設において正常分娩介助は助産婦の判断で行うべきである」についてどう思うか。



〔図Ⅱ－３〕 婦長の年齢別正常分娩介助者についての意識
「医療施設において正常分娩介助は助産婦の判断で行うべきである」についてどう思うか。

はない」という意見が56.3%と多く、「そう思う」「そんなことはない」の意見の比率が逆転している。

25～34歳の若い婦長には「どちらともいえない」という意見が多くてその30.9%を占めた〔図Ⅱ-3〕。

ところで40～44歳の婦長というの（その85.9%が助産婦であるが）、新教育制度が始まって数年後に卒業した人達だと考えられる。新教育制度出身者の中でも昔の開業助産婦の自立的な活動を見ており、自分の経験も十分に積んで、新しい助産婦職のあり方を模索している世代という意味で興味深い結果だと考えられる。

また、若い婦長に「どちらともいえない」と答

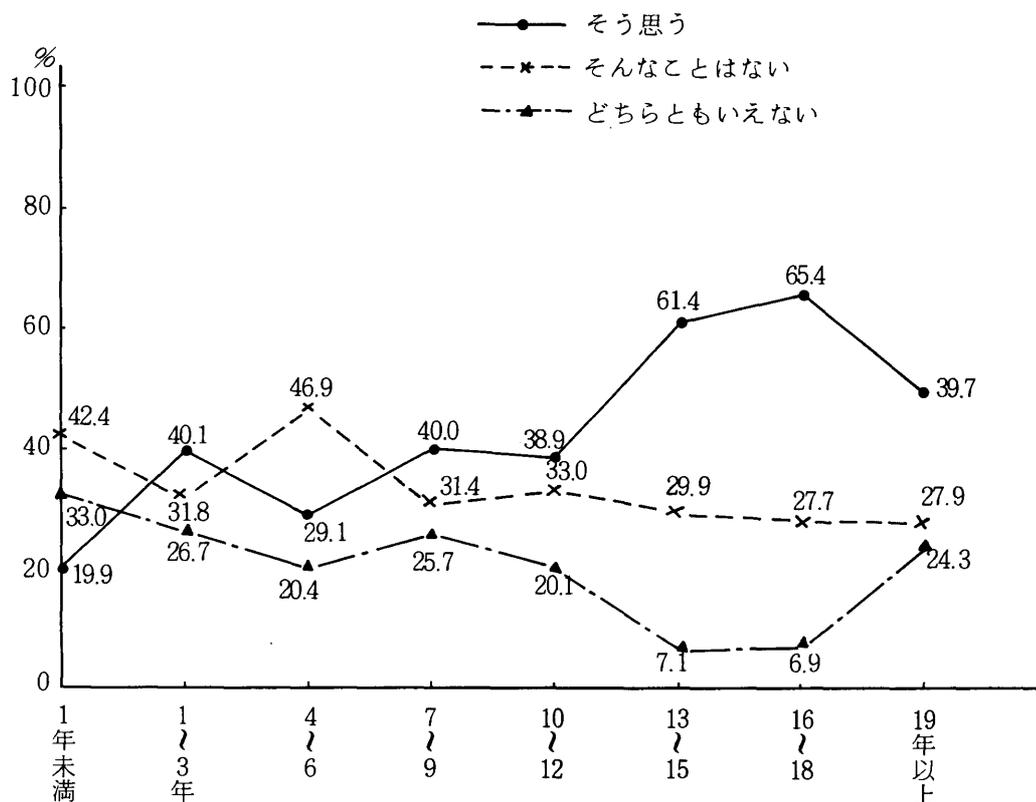
える者が多いのはまだ、自分の意見が固まってないことの現れであろう。

ちなみに専門学歴と正常分娩助産者意識との関係を見たが関連はみられなかった。新教育制度の初期の卒業生には賛成意見が多いが、若くなるほど賛成意見が減るため関連が出なかったものと思われる。

＜産科病棟婦長としての勤続年数＞

婦長としての勤続年数が「13～18年」の婦長に「そう思う」と答えた者が多く6割以上いた。また、「どちらともいえない」が7%前後しかおらず、意見をはっきりした立場で表明している。

12年以下の婦長には、「どちらともいえない」と答えた者が多く2割以上いる。特に1年未満の



〔図Ⅱ-4〕 産科病棟婦長としての勤続年数別正常分娩助産者についての意識「医療施設において正常分娩助産は助産婦の判断で行なうべきである」についてどう思うか。

婦長（91%が助産婦資格をもっている）は、33%が「どちらとも言えない」と答えており、経験の少ない婦長は、はっきりとした意見をまだ言いにくいようである〔図Ⅱ-4〕。

これらは、若干のずれはあるが先にみられた婦長の年齢と関連している。

(2) 産科病棟婦長の所属する施設の設置主体・分娩方針と考え方との関連

＜施設の設置主体＞

大学病院（「国立（文部省）」「学校法人」）の婦長に、「そう思う」と答えた婦長が6割以上いて多い。逆に「その他公的病院」「その他私的病院」の婦長は、「そんなことはない」と答えた婦長の方が多かった。大学病院の場合、医育機関であることから、産科医も経験の浅い者が多いと考えられる。そこに経験の豊富な助産婦がいる場合、正常分娩介助は助産婦が責任をもって行なうものだと考えやすい環境があるのではないかと考えられる（表Ⅱ-1）。ただし、医育機関には医

師も多いことから、現実に産科医と助産婦のどちらが正常分娩介助を行なうかということになると、トラブルも生じやすいのではないかと想像される。

＜産科の分娩方針＞

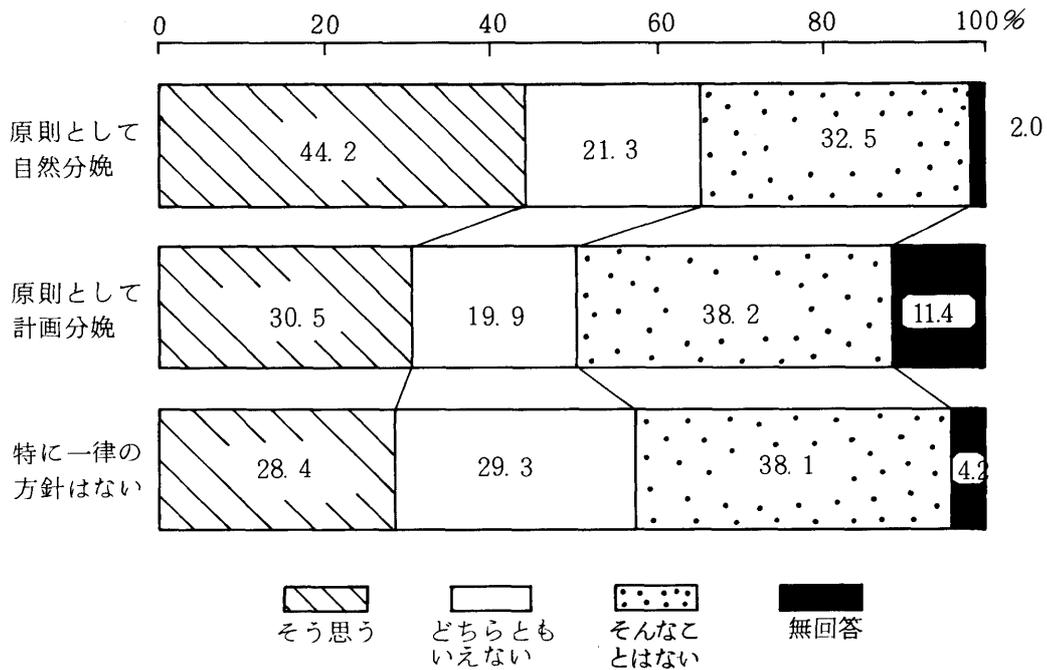
自然分娩の方針をとっている施設の方に「そう思う」と答えた婦長が多くて44.2%いた〔図Ⅱ-5〕。ただし、見方を変えると、自然分娩であれば助産婦の判断で正常分娩介助を行なうことも可能であるのに、「そう思う」と答えた婦長は半分に満たなかったことになる。

また、計画分娩の方針の施設の婦長は、「そんなことはない」という意見が多くて、38.2%を占めた。ただし、「そう思う」と答えた婦長も30.5%いる。計画分娩であれば、医師の判断で介助することになると思われるので、「そう思う」と答えた婦長の場合、産科の分娩方針と自分自身の考えが合わずに葛藤があるのではないかと察せられる。

〔表Ⅱ-1〕 設置主体別婦長の正常分娩介助者についての意識
「医療施設において正常分娩介助は助産婦の判断で行なうべきである」についてどう思うか。

（単位%）

正常分娩介助者についての意識 設置主体	そう思う	そんなことはない	どちらとも言えない	無回答・不明	計
国（厚生省等）	40.7	28.1	28.1	3.1	100.0
国（文部省）	64.0	28.0	4.0	4.0	100.0
自治体立	37.0	34.2	26.1	2.7	100.0
日赤	55.5	38.9	5.6	—	100.0
社会保険関係団体	48.2	38.1	14.3	4.8	100.0
その他公的病院	30.3	36.4	24.2	9.1	100.0
学校法人	60.0	20.0	20.0	—	100.0
その他私的病院	30.0	40.0	25.0	5.0	100.0

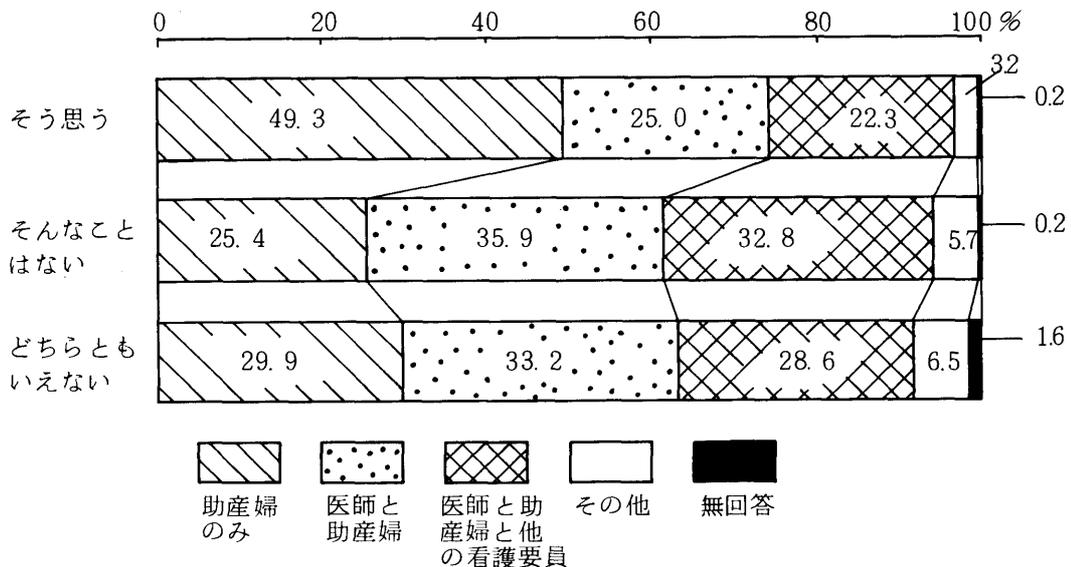


〔図 II - 5〕 分娩方針別・正常分娩介助者についての意識
「医療施設において、正常分娩介助は助産婦の判断で行うべきである」についてどう思うか。

(3) 産科病棟婦長の意識と実際の正常分娩介助者

正常分娩介助は助産婦で行なうと考える婦長の施設では、実際の正常分娩の取り扱いを助産婦のみで行なうところが多い〔図 II - 6〕。

また、逆にみれば助産婦のみで正常分娩介助を実際に行なっている施設の婦長は、「正常分娩介助は、助産婦の判断で行なうべきである」という考え方の者が 53.7% で多く、色々な職種でチームを



〔図 II - 6〕 正常分娩介助者についての意識と実際の正常分娩介助者（昼）
「医療施設において、正常分娩介助は助産婦の判断で行なうべきである」についてどう思うか。

組んで正常分娩介助を行なっている施設は「そんなことはない」という意見の方が強いということになる。

いずれにしても、婦長の考え方と、実際に誰が責任をもって正常分娩介助するかということとは、相互に関連し合っている。

「そんなことはない」と考えている婦長の施設では68.7%が医師と助産婦と一緒に正常分娩介助をしているが、ここでは、医師の指示のもとで助産婦が正常分娩介助をすることが多いのではないかと想像される。

ただし、「そんなことはない」と答える婦長の施設でも、その25.4%が助産婦だけで正常分娩介助を行なっているように、必ずしも、婦長の考え方だけで、実際の正常分娩介助者が決まるわけではない。この場合、助産婦スタッフの意識が影響していると想像される。

2. 産科病棟の看護職スタッフについての考え方

医療施設において母児を対象とする産科看護を助産婦・看護婦・准看護婦・看護助手がそれぞれどの様に担うのかということは、助産婦にとっても、また母子保健に携わる看護婦にとっても関心があり議論されているところである。そして助産婦の役割をどう考えるかによって、全員助産婦の方がよいという意見になったり看護婦等と業務分担をした方がよいという意見になったりする。

そこで、産科で看護をする看護職スタッフについて婦長がどう考えているかを明らかにするために、次のような質問を行なった。

「『産科病棟の看護職スタッフは、すべて助産婦である方が望ましい』という考え方に対してあなたはどのように思いますか。」

その結果、「そう思う」と答えた婦長が47.8%、「そうは思わない」と答えた婦長が35.1%で産科病棟婦長の中でも意見が分れた〔図Ⅱ-7〕。

理由をみると、「そう思う」と答えた者のうち7割が「その方が母児にとってよい看護ができるから」という母児のための看護サービス上の理由を、2割が「管理がしやすいから」という看護サービスを提供する側の理由を選んでいる。

「そうは思わない」と答えた者の理由は、その7割弱が「助産婦である必要のない業務があるから」という業務分担上の理由を2割弱は「助産婦の人材確保がむずかしいから」という現実的かつ消極的理由をあげている。「そのほうが母児にとってよい看護ができるから」というサービス上の積極的理由をあげた者は、僅か数%に過ぎない。

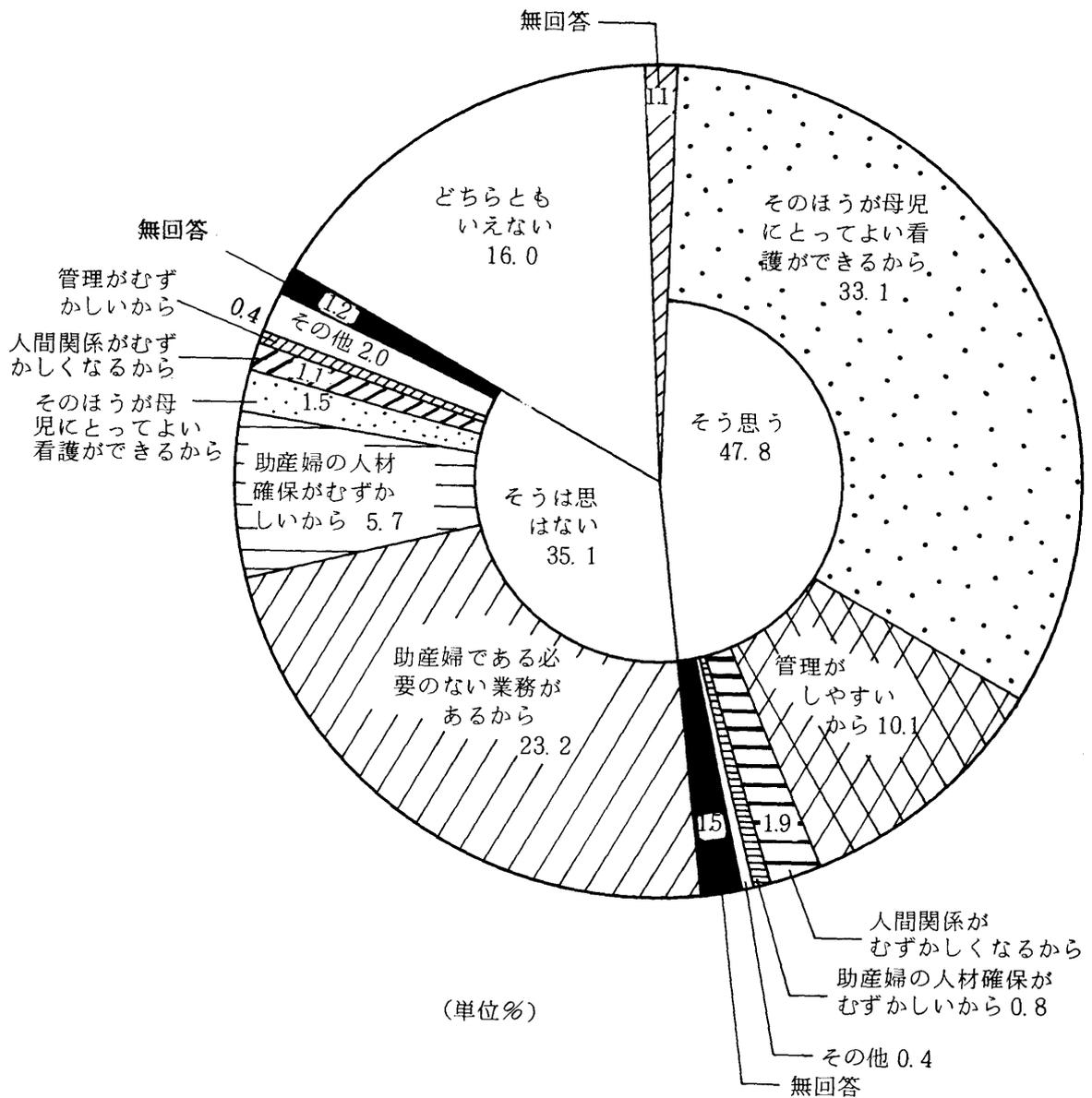
ところで、産科看護単位の構成による意見の違いはあまりみられない。本調査では、7割が、産婦人科を筆頭とする混合病棟であるので、7割の婦長は自分の管理する混合病棟とは別の産科独立病棟を想定して一般論として答えたのではないかと思われる。

(1) 産科病棟婦長の属性による考え方の違い

次に婦長の属性が、産科病棟の看護職スタッフに関する考え方の違いに関連しているかをみていく。

<看護資格>

助産婦でない婦長の場合、助産婦婦長と比べて「どちらともいえない」が25.9%と多かった〔図Ⅱ-8〕。これは正常分娩介助者についての意識と同じ傾向である。また、助産婦でない婦長で「すべて助産婦であるほうが望ましい」と答えた者も40.8%おり、産科病棟を管理する上で、自分の立場に疑問を感じているのではないかと察せられる。



〔図Ⅱ-7〕 「産科病棟の看護職スタッフはすべて助産婦であるほうが望ましい」についてどう思うか、その理由

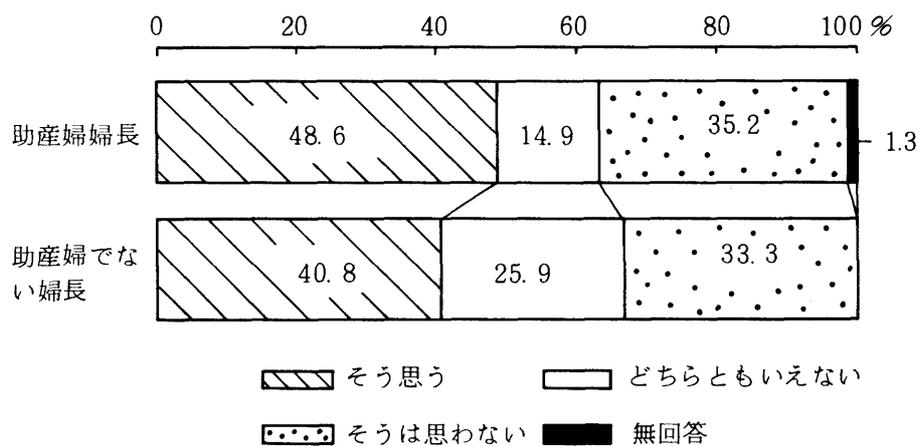
＜産科病棟婦長の年齢と専門学歴＞

年齢の若い婦長ほど、「すべて助産婦であるほうが望ましい」と考えている〔図Ⅱ-9〕。

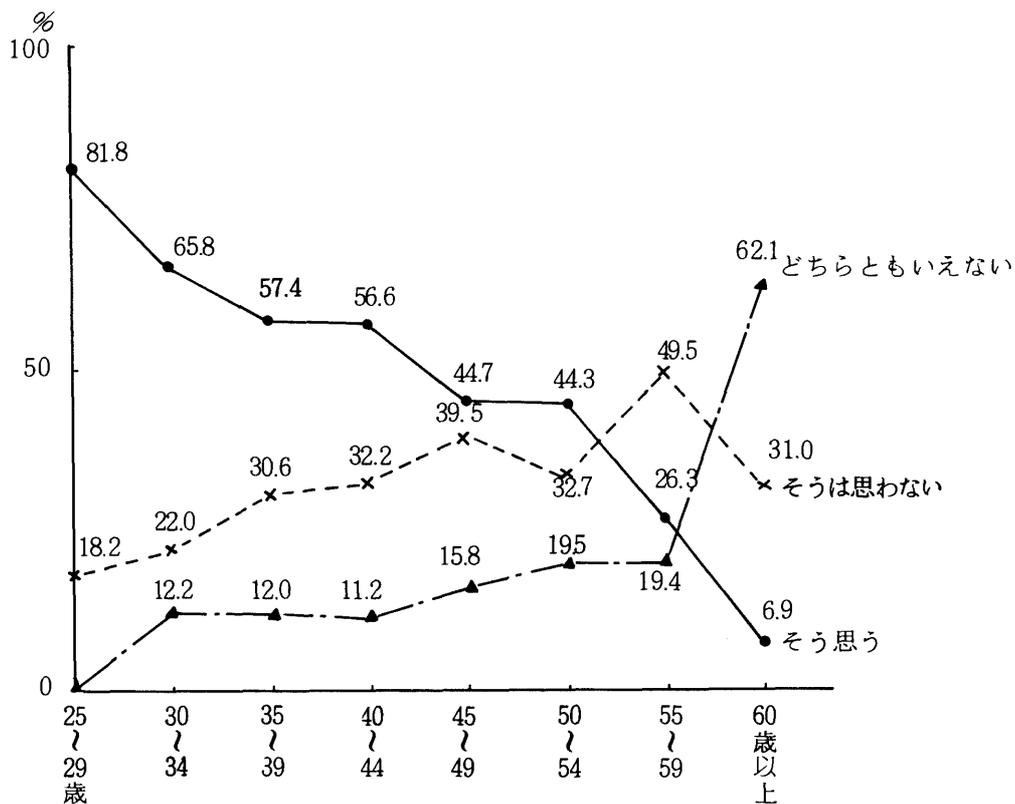
「そう思う」「そうは思わない」と考える理由をみても年齢による差はない。これは、若い婦長だとスタッフも比較的若い人が多いと考えられるので、まだ助産婦業務に自信がないため、助産婦で

固めたいという気持ちが働いたのではないかと考えられる。

また、年齢の影響によるものか定かではないが、新制度で教育を受けた婦長には、「すべて助産婦であるほうが望ましい」と答えた者が57.3%と多く、旧制度で教育を受けた婦長の42.0%よりも多かった。



〔図Ⅱ-8〕 婦長の看護資格別「産科病棟の看護職スタッフはすべて助産婦であるほうが望ましい」と思うか、どうか

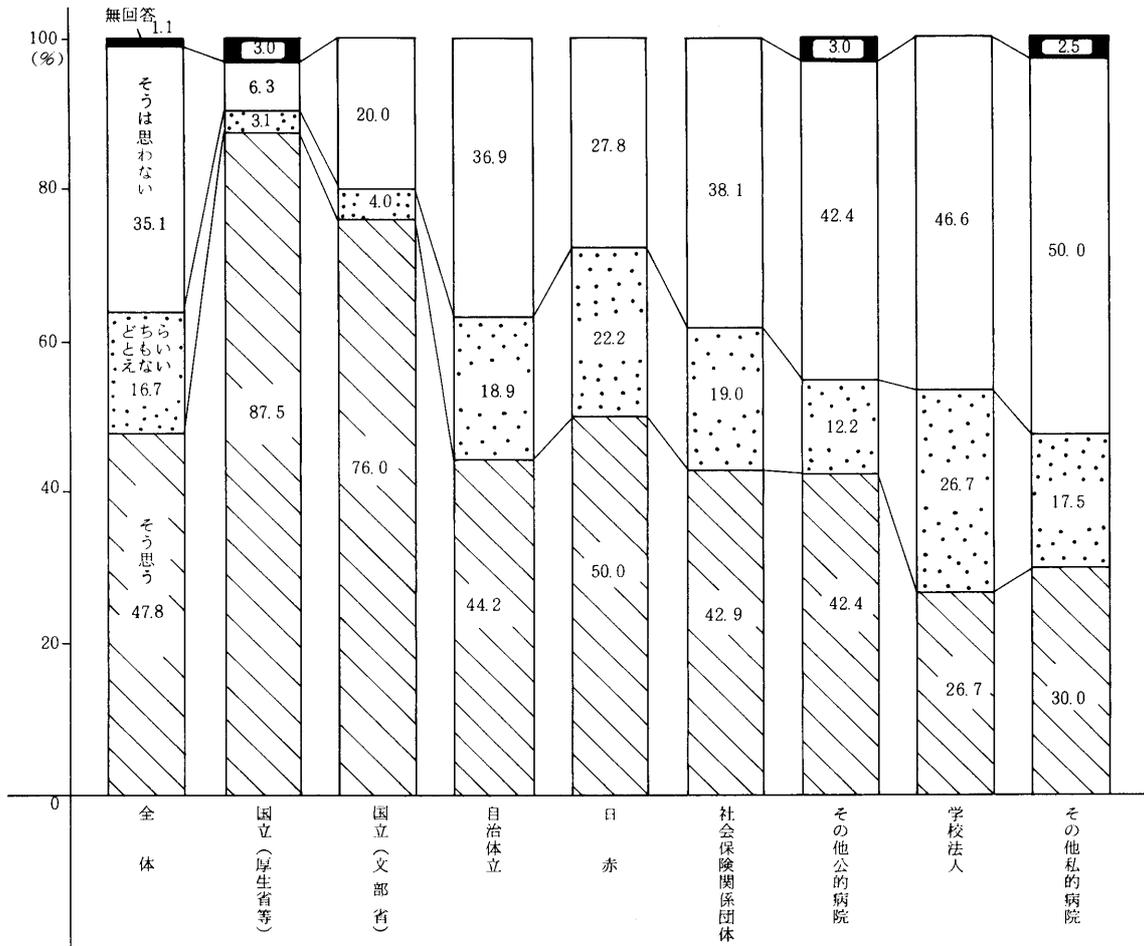


〔図Ⅱ-9〕 婦長の年齢別「産科病棟の看護職スタッフはすべて助産婦であるほうが望ましい」と思うか、どうか

(2) 産科病棟婦長の所属する病院の設置主体による考え方の違い

国立の婦長は、「すべて助産婦であるほうが望ましい」と考える人が多く、特に「国立（厚生省等）」の婦長の87.5%は「そう思う」と答えて

いる〔図Ⅱ-10〕。国立の場合には、看護要員数の総枠が決まっていることから、同じ看護要員一人をいれるなら助手や看護婦より助産婦を入れた方が、活動範囲が広がると考えているためではないかと推察される。



〔図Ⅱ-10〕 設置主体別「医療施設において、正常分娩介助は助産婦の判断で行うべきである」と思うか、どうか。

3. 婦長の正常分娩介助者についての意識と産科病棟の看護職スタッフについての考え方との関連

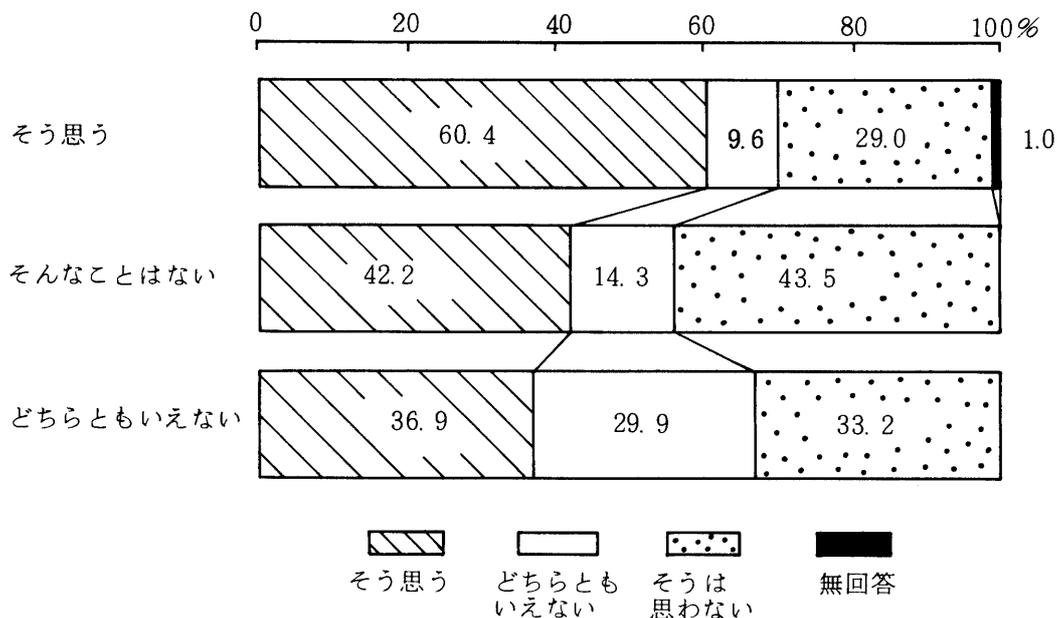
正常分娩介助における助産婦の役割をどう考えるかで、産科病棟の看護職スタッフを全員助産婦にするかどうかの考え方も異なるのではないかと考えられる。そこで、この二つの意識の関連をみ

た。

「正常分娩介助は助産婦の判断で行なうべきである」と考える婦長は、そう考えない婦長に比べ、「すべて助産婦であるほうが望ましい」と答える者が多く60.4%であった〔図Ⅱ-11〕。

しかし、「正常分娩介助は、助産婦の判断で行なうべきである」と考える婦長とそうでない婦長

「医療施設において、正常分娩介助は助産婦の判断で行うべきである」についてどう思うか。



「産科病棟の看護職スタッフはすべて助産婦である方が望ましい」についてどう思うか。

〔図Ⅱ-11〕 正常分娩介助者についての意識別産科病棟の看護職スタッフについての考え方

とで、「全員助産婦が望ましい」と考える理由の差はみられなかった。

正常分娩介助を助産婦の判断で行なおうとすれば、その前後の看護サービスも助産婦が一貫して責任を持って対応する体制が望ましいことから、それだけ助産婦数を多く必要とすると考えられる。そのため、できれば「すべて助産婦であるほうが望ましい」という意見にやや結びつきやすかったのではないかと推察される。

注

- 1) 参考資料：金子光著「保健婦助産婦看護婦法の解説」
- 2) 昭和51年「人口動態統計」上巻 厚生省大臣官房統計情報部編